

施設等利用給付認定（預かり保育）について

令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、この法律に基づいて、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。

この制度により、1号認定の認定こども園等に通っている児童は「施設等利用給付認定」を受けることにより無償化の対象となります。（現況確認のため、毎年度提出が必要です。）

1. 施設等利用給付認定の種類と申請方法

「施設等利用給付認定」には、主に2種類あります。

町が「保育の必要性がない方」（常時、預かり保育を利用していない方）と「保育の必要性がある方」（常時、預かり保育を利用されている方 ＊「3.保育を必要とする理由」をご覧ください。）を申請に基づいて審査し、認定通知書を送付します。

預かり保育とは、4時間を標準とする認定こども園等の教育時間の前後や、土曜、日曜、長期休業期間中に、就労など様々な事情のある保護者の児童を預かる仕組み。

○年齢要件（年少・年中・年長）

新2号 保育を必要とする理由がある世帯

（無償化の範囲：認定こども園等の預かり保育を利用（上限11,300円／月）

○年齢要件（満3歳）

新3号 保育を必要とする理由がある世帯のうち、生活保護世帯又は保護者・同一世帯員とともに住民税非課税であるもの。

（無償化の範囲：認定こども園等の預かり保育を利用（上限11,300円／月）

2. 預かり保育利用料無償化算定方法

預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で月ごとに個人の支給限度額を計算
算定例【日額設定】（月額上限：11,300円）

＊預かり保育を450円／日で20日利用した場合

450円×20日＝9,000円（支給限度額と実績が同じ場合、9,000円が無償化対象金額）

3. 保育を必要とする理由及び添付書類

①居宅外で就労されている方（予定を含む）・・・・・・就労証明書

自営業（自宅外自営・親族経営等の自営を含む）・・・・就労証明書

（＊必要となる労働時間は1ヶ月に64時間以上です。）

②出産前後の方・・・・・・・・・・母子手帳の写し

（＊期間は最長で出産前2ヶ月・出産当月・出産後3ヶ月の合計6ヶ月以内です。）

③保護者が学校に在学中の方・・・・在学証明書

④保護者が病気の方・・・・・・・・診断書

⑤保護者が障害をお持ちの方・・・・手帳等の交付を受けている方は手帳の写し
交付を受けていない方は診断書

⑥保護者が介護している方・・・・介護保険証の写し等

⑦保護者が求職中の方・・・・・・求職活動状況申立書

【お問い合わせ先】 錦江町介護福祉課福祉チーム TEL 0994-22-3042